

## 退職した後も傷病手当金を支給申請される方へ【資格喪失後の継続給付の場合】

### ■退職後も受けられる給付

会社を退職し、被保険者の資格を失ったあとでも、支給要件を満たせば資格喪失後の継続給付として引き続き傷病手当金が申請できます。

支給期間は、在職中に支給を開始した日から1年6か月の範囲です。その間に働けるようになった場合や当組合から不支給決定が通知された場合は、その時点で受給権が消滅します。(断続しては受けられません)

病気やケガの内容、受診・投薬状況、過去の受給履歴などを確認し、必要に応じて本人や医師等へ照会のうえ、オリックスグループ健康保険組合が支給可否を決定します。

### ■支給要件 (以下の要件をすべて満たすこと)

1	<p><b>被保険者期間が1年以上あること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)までに継続して1年以上の被保険者期間があること(任意継続被保険者、共済組合の組合員である被保険者又は国民健康保険に加入していた期間を除く)</li> </ul>
2	<p><b>資格喪失時に傷病手当金を受給していること(または受給資格があること)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職日に出勤したとき(労務可能であることが確認できたとき)は、継続給付を受ける要件を満たさないため、資格喪失後(退職日の翌日)以降の傷病手当金は支給されません。</li> </ul>
3	<p><b>退職後も同一傷病のため労務不能な状態が続いていること(医師が労務不能と認めた場合)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療養担当の意見等を基に、被保険者の在職していたときの仕事の内容を考慮して判断されます。</li> <li>療養に専念し、労働力の早期回復を図ることが主な目的であるため、病気やケガの治療を行い、<u>正しく療養*1に専念することが必要</u>となります。 *1オリックスグループ健康保険組合HP よくある質問 (カテゴリ: 病気で仕事を休んだとき)</li> </ul>
4	<p><b>雇用保険の基本手当(失業給付)を受給しないこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の基本手当(失業給付)は、離職後に働く意思と能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない場合に支給されるため、傷病手当金との併給できません。 ◎雇用保険受給期間延長通知書の写しの提出が必要です</li> </ul>

### ■傷病手当金の支給調整

1	<p><b>障害厚生年金・障害手当金・老齢厚生年金を受けている場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一傷病での障害厚生年金等の受給額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。</li> <li>老齢厚生年金等の受給額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。</li> </ul> <p>◎以下のうち、該当する写しの提出が必要です</p> <p>「手当金支給決定通知書」「年金証書」「年金決定通知書」「年金額改定通知書*2」等の写し</p>
---	--

\*2 年金の受給金額が改定された場合は、すみやかにオリックスグループ健康保険組合までご連絡ください。

### ■支給期間

在職中に支給を開始した日から通算1年6か月

1日でも「受給できない日」があれば、同一傷病で再び労務不能になったとしてもその後の傷病手当金は支給されません。

### ■申請書類の提出時期/注意事項

**傷病手当金の申請書は申請期間の翌月からの受付となります(当月中は申請できません)**

#### 注意事項

- 申請期間を過ぎてから医師の証明を得た後に、オリックスグループ健康保険組合 給付担当宛てにご提出ください(病院を転院する場合は申請書を分けて作成し、それぞれの病院で医師の証明を受けてください)
- 生活を保障を目的とする保険給付のため、「ひと月ごと(暦月単位)」に申請ください
- 記入もれ、添付書類の不足等が無いが、提出する前にご確認ください ◎提出書類チェックリストをご確認ください(次ページ参照)(記入もれ、添付書類の不足等がある場合、傷病手当金の支給が遅れますのでご注意ください)

### ■傷病手当金の支給日

原則、20日(祝日・休日の場合は前営業日)に指定の口座へ銀行振込します。

- 振込名義人は、オリックスグループ健康保険組合(オリックスグループケイコウカンキョウ)です。
- 健康保険法に基づき、支給可否を審査・決定しますので、お時間をいただきますことをご承知おください。(なお、医療機関等からの診療(調剤)報酬明細書等は、診療月の2か月後以降に健康保険組合に到着します)

### ■支給決定通知書の交付(健保のWebサービス「マイページ」の新規利用登録のお願い)

支給が決定した場合は、健保「マイページ」にお知らせします

(審査の結果、全部または一部不支給が決定された場合、不支給分につきましては書面にて通知します)

- オリックスグループ健康保険組合 <info@ogkenpo.jp>から「マイページ」にご登録されたメールアドレス宛にメールで通知します。
- 「マイページ」は、退職後、1年半(18か月)までログインできます。 [ログイン・新規利用登録方法はコチラ](#)
- 「マイページ」にログインし、支給金額等、支給決定通知書の内容をご確認ください。 [個人メールアドレスを追加したい場合はコチラ](#)

## 傷病手当金支給申請に必要な提出書類チェックリスト

退職後の継続給付者

以下の表を確認し、該当する書類をそろえて【書類送付先】までご提出ください。

## 【入手先凡例】

★の書類は、オリックスグループ健康保険組合HPから入手可能

◆の書類は、ご自身で用意ください

入手先	申請書類名		備考
<input type="checkbox"/> ★	傷病手当金支給申請書（退職後）	申請書は1頁・2頁・4頁をすべてそろえて提出	退職等により資格喪失している場合であって、申請期間に在職期間が1日も含まれないとき

※審査において、追加書類の提出をお願いする場合があります

入手先	ごんなどきに	必要な書類	備考
初回申請のとき提出			
<input type="checkbox"/> ◆	退職後に初めて申請する方	雇用保険被保険者離職票（-1,-2）のコピー 雇用保険受給期間延長通知書のコピー	

## 申請するとき提出（全員毎回提出）

<input type="checkbox"/> ★	申請する方	療養状況・日常生活報告書	
----------------------------	-------	--------------	--

## 条件に当てはまるとき提出

<input type="checkbox"/> ◆	オリックスグループ健康保険組合の資格を喪失した方 （国保加入・他健保の被扶養者として加入）	資格情報のお知らせのコピー （資格確認書のコピーも可） 診療明細書のコピー 調剤明細書及び薬剤の服用指示内容が分かる資料 （いずれもコピー）	新しく加入した健康保険組合から発行されたもののコ ピーの提出が必要 原則として、薬局で処方薬をもらうときに受け取る書類 （薬の名称、服用方法の記載があるもの）のコピーの 提出が必要
<input type="checkbox"/> ◆	老齢厚生（基礎）年金の給付を受けている方	老齢厚生（基礎）年金給付の年金証書・年金決定 通知書および年金額改定通知書（いずれもコピー）	年金額が変更になったら、その都度年金額改定通知書 のコピーの提出が必要 ※年金額の改定
<input type="checkbox"/> ◆	障害厚生（基礎）年金の給付を受けている方	障害厚生（基礎）年金給付の年金証書・年金決定 通知書および年金額改定通知書（いずれもコピー）	賃金・物価変動率による改定（毎年4月） 諸変更による改定
<input type="checkbox"/> ◆	障害手当金の給付を受けている方	障害手当金の支給を証明する書類のコピー	
<input type="checkbox"/> ★	申請書を3か月以上遅れて提出、 もしくは3か月分以上まとめて提出する場合	傷病手当金支給申請遅延理由書	

## 【書類送付先】

オリックスグループ健康保険組合

給付担当宛

〒105-5135 東京都港区浜松町2-4-1

世界貿易センタービル南館